

親王・王成年式表

小倉 慈 司

一 親王・王成年式表の概要

宮内庁書陵部編修課皇室制度調査室は、平成一五年三月に『皇室制度史料』儀制編成年式一、同一九年三月に『皇室制度史料』儀制編成年式二を吉川弘文館より刊行した。成年式一では総説(第一章)および天皇成年式(第二章)を扱い、成年式二では皇太子成年式(第三章)と親王・王成年式(第四章)を取り上げている。このうち天皇成年式と皇太子成年式については、第二節第一節末尾に「天皇成年式表」、第三節第一節末尾に「皇太子成年式表」を掲載し、過去の全事例を通覧することを可能とした。これに対し、第四章で対象とした、皇太子以外の親王・王(以下、本稿で「親王・王」と述べるときは皇太子を除く)の成年式については、不確実なデータの部分が増大すること、また史料上確認できない事例の存在が推測されることに加え、確認できる事例だけでもその数が約一八〇にも及び、分量が膨大となることから、掲載を見送らざるを得なかった。しかしながら不十分な点があるとしても親王・王成年式の事例を通覧できるようにすることは、皇室儀礼の沿革について理解を

深める上で意義のあることと考えられる。そこで本紀要の場を利用して、これを発表することとしたい。

親王・王成年式の沿革については成年式二の第四章第一節本文にて概説した通りであるが、崇峻天皇三年に厩戸皇子が一九歳で冠したという『聖徳太子伝暦』の記事を史料上の初見とし、以後、明治初年に至るまで元服の儀として行われた。史料上確認できる最後の親王・王元服の事例は明治四年(一八七二)の貞愛親王である。これ以降に元服儀礼が行われなくなった背景としては、同年八月公布の散髪脱刀令に見られるように、断髪習俗の浸透があつたのではないかと推測される。その後、明治四二年(一九〇九)二月に皇室成年式令が公布され、以後、同令に基づいて成年式が実施されるようになった。昭和二二年(一九四七)に皇室成年式令が廃止された後は、新たな法令が定められていないが、昭和三〇年正仁親王成年時には、皇太子成年式も含めた前例を参照しつつ、公的行事として冠を賜うの儀、朝見の儀、宮中午餐が、内廷行事として加冠、賢所・皇霊殿・神殿に謁するの儀が実施され、以後、これにならって親王・王成年式が実施されるようになった。なお、昭和五五年徳仁親王成年式以降は、加冠は「加冠の儀」とされ、公的行事とし

て位置づけられている。

ところで近代の成年について、皇室成年式令には「皇太子皇太孫親王王成年ニ達シタルトキハ其ノ当日附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ成年式ヲ行フ」とあり、貴族院令には「皇族ノ男子成年ニ達シタルトキハ議席ニ列ス」とあるが、この「成年ニ達シタルトキ」をいつと見做すかについては法的解釈に議論の余地があったようである。国の公的見解を示すものとして官報もしくは官報号外貴族院議事速記録を見てみると、大正一四年（一九二五）博信王成年までは満二〇歳の誕生日をもって「成年ニ達シタルトキ」と見做しているようであるが、翌一五年秋曆王成年時には「秋曆王殿下昨二十日御成年ニ達セラレタリ」（大正一五年四月二日官報宮廷録事）と誕生日の前日をもって成年に達したと見做しており、以後、昭和一一年（一九三六）盛厚王成年までこの見解が踏襲される。ところが昭和一五年彰常王成年からは再び誕生日当日を成年に達した日と見做すように変更されている。¹⁾ ちなみに、誕生日前日に成年式が行われた実例は存しない。

今回、「親王・王成年式表」作成にあたっては、「天皇成年式表」「皇太子成年式表」との通覧・整合性に配慮しつつも、親王・王元服の実施にあたり、御父や御母・外戚との関係が大きな意味を持つこと、さらにA4判での表組みとなることなどを考慮して、項目に加除を行い、また一部表記方針を変更した。詳細は凡例を参照されたい。

二 史料解説

この場を借りて、第三章も含め、儀制編成年式ニで使用した史料について

若干の解説を付すことにしたい。『皇室制度史料』編纂にあたっては、書陵部および国立公文書館・国立歴史民俗博物館所蔵本、東山御文庫本、東京大学史料編纂所所蔵写真帳その他、できる限り善本を搜索し、あるいは諸本を校訂して良質な史料本文を掲載するよう心がけている。したがって一般に利用されている刊本と異同が生じている場合もあり得ることをお断りしておきたい。例えば敦固親王の元服記事として引用した『日本紀略』延喜二年（九〇二）二月一三日庚辰¹⁾条（352頁、成年式二の頁数。以下同じ）であるが、山崎知雄校本を底本とした新訂増補国史大系本では「三日庚辰」条とし、校異も付されていない。けれども主だった写本によればこの写本はすべて「十二日己丑」条に続いて「十三日庚辰」条として記されている。²⁾ この点について、書陵部所蔵山田清安旧蔵本（谷一八九五）には一三日条に「清云、此件伴本作三三日庚辰者是非、十三日者庚寅也」との傍書がなされ、一二日条の前に移す指示が書き込まれており、山崎知雄校本も同様の判断に基づいて三日庚辰に改めたのだと推測される。確かにその可能性も考えられるが、一方で記事の配列順を重視すれば、写本転写の段階で干支を誤写した可能性も考えられる。成年式ニでは後者の考えを採用し、結果として新訂増補国史大系とは異なった本文を掲載することとなった。

次に、善写本を利用することが可能となったため、儀制編以前に使用してきた底本を変更した史料の事例について触れることにする。

『恒貞親王伝』（5頁）は淳和天皇皇子恒貞親王の伝記であり、続群書類従巻一九〇に収められて広く知られているが、今回より尊経閣文庫所蔵本（諸寺縁起集）を利用することとした。ちなみに同写本は金沢文庫旧蔵本である。³⁾

『御遊抄』（8頁等）は御遊の所作人等を諸書より抄出類聚した書であり、

これまでは書陵部所蔵本〔柳一七二、一七五―三七三〕を底本としてきたが、流布本の祖本にあたる立命館大学西園寺文庫本（中御門宗綱文明一七年（二四八五）書写）の存在が明らかになったことにより、儀制編よりこれを用いることとした。但し『御遊抄』には他史料と比較すると疑いを存する記述もしばしば見られ、これが宗綱が綾小路本を抄写した際に生じたものなのか、あるいは元本（もしくは祖本）段階で既に生じていたものなのかは明らかでない。この点については、今後、『御遊抄』の元になった史料を搜索する必要があるであろう。

『皇代略記』（12頁等）はいわゆる皇年代記の一種で、統群書類従巻八二に収められているが、従来は同じ皇年代記の一種である『皇年代略記』（群書類従巻三三所収。国立公文書館および東山御文庫に善写本あり）を利用することが多かった。今回、尊経閣文庫本『皇代略記』（12頁等）および『統皇代略記』（339頁）が良質な古写本であることが判明したため、必要に応じてそれらを用いることとした。ちなみに前者は洞院公賢が草したという綾小路敦有書写本をさらに貞成親王が転写した写本を、永正一〇年（一五二三）に持明院基春が借りて写させたものであるといい、神代より後花園天皇長祿三年（一四五九）までを収録する。後者は、それを承けて基春および基孝が後花園天皇寛正元年（一四六〇）より後陽成天皇まで（但し記事があるのは正親町天皇まで）を増補して記したものである。

『皇代曆』（10頁等）は神代以降、後土御門天皇文明九年（二四七七）まで歴代天皇の略歴や各年代の略紀・主要后妃・撰関等を代毎に記した年代記であった。洞院家に伝来し洞院公賢・甘露寺親長によって書き継がれたものである。翻刻が「歴代皇紀」として改定史籍集覧・新訂増補史籍集覧に収録されて

いる。これまでは「歴代皇紀」の史料名で書陵部所蔵大炊御門本〔五〇〇―一〇〕を底本としてきたが、京都大学総合博物館所蔵勅修家文書中に甘露寺親長書写書継の原本（A―五〇四A）が存在することが判明したため、儀制編よりこれを底本とすることとし、かつ史料名を「皇代曆」に改めることとした。

また延喜一六年（九一六）克明親王元服より建久二年（一一九二）守貞親王元服までの記事を掲載する『親王御元服部類記』（203頁等）についても、従来は「親王元服部類」の史料名にて柳原本〔柳一〇三七〕の上冊を用いてきたが、儀制編より甘露寺親長書写の京都大学総合博物館所蔵勅修家文書本〔六三三〕に改めている。

『北山抄』（51頁等）はこれまで底本表示を行わず尊経閣文庫本を中心に用いてきたが、平安く鎌倉写の古写本を含む九条本〔九一四七六〕が新たに整理されたことにより、成年式二においては九条本を使用することとした。

『践祚部類鈔』（52頁）は宇多天皇より後光厳天皇までの践祚関係記事を簡略に記した史料であり、活字本としては群書類従巻三三所収のものが存在するが、これまでは書陵部所蔵藤波本『洞院家甘巻部類』〔二一七―四三二〕巻二所収のものを利用して来た。しかし国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本中に鎌倉後期写（書き継ぎあり）の原本が伝在しており、成年式一からはそれを底本とすることに改めている。

『観応三年践祚記 師守記』（335頁）は従来、「後光厳天皇践祚記」の史料名にて掲げてきたものであるが、今回編修時に国立公文書館所蔵押小路文書〔古一一―二八四〕中に古写本が存することに気づいて底本および史料名を改めた。⁵⁾

この他、『穩仁親王立親王叙品等上卿等交名写』(355頁)は、皇族編では「穩仁親王叙品記」として使用していたが、今回は底本たる東山御文庫勅封二二―四七―七の史料名をそのまま用いることとした。

ついで、儀制編において新しく使用した史料の中から幾つかを紹介する。

『皇太子恵仁親王御元服記 北小路俊矩日記』(25頁等)は、極臈北小路俊矩による恵仁親王元服の記録である。自筆原本は古事類苑編纂事務所を経て、現在神宮文庫に蔵されており(『北小路日記』全四二四冊の内)、書陵部にも日野本(二六五―一〇五八)等の写本が伝来する。北小路家は代々六位藏人を勤めた家であり、近世朝廷の諸儀式を解明する上で神宮文庫本『北小路日記』は重要な意義を持つと考えられ、今後の調査研究が期待される。⁶⁾

『東宮統仁親王御元服参勤備忘記 通理卿記』(25頁)は当時権中納言であった久世通理による統仁親王元服の記録であり、国文学研究資料館に自筆本が蔵されている(『久世家文書三〇四』)。

『詔書施行官符事』(111頁)は京都大学総合博物館所蔵狩野亨吉氏蒐集文書に含まれるもので、詔書施行時の手続きやその近例について記した鎌倉後期の文書である。続けて鑑文・馬料・風記等古書の先例を記した部分を付す。壬生家旧蔵本であり、吉書先例部分は『続左丞抄』新訂増補国史大系本一八二―一八四頁の原本に相当する。現状は虫損等により判読困難な箇所もあり、翻刻にあたっては、新写本である『赦事詔書官符事』(書陵部所蔵壬生本 F一〇―二〇九)も参考にした。

『左大史覚書』(219頁)は京都大学総合博物館所蔵壬生家文書中に含まれるもので、左大史小槻彦枝が応永一八年(一四二一)七月一日付で内裏において親王が元服を遂げた事例を注進した勘例の草案である。この文書には今回

引用した正中三年(一三三二) 尊良親王元服の事例の他、長和二年(一〇三三) 敦儀親王・敦平親王元服、長暦元年(一〇三七) 親仁親王(後冷泉天皇)元服、元亨元年(一三二二) 邦省親王元服の事例が記されている。ただし実際には長暦元年の事例のみを記して勘進したらしく、親仁親王以外の事例には見せ消ちが施されている。この後、恐らくその注進を承けて再度、七月四日付で左兵衛督坊城俊長より清涼殿および紫宸殿における親王元服の先例を注進するよう命じられている。これらの先例調査は、応永一八年一月二八日に実施された躬仁親王元服のためのものであろう。

『徳大寺実則日記』(27頁等)は明治天皇の侍従長を長く務めた徳大寺実則の日記であり、現在、書陵部に自筆本が蔵されている。同日記の概要については、岩壁義光ほか「昭和天皇御幼少期間関係資料」(『書陵部紀要』五三二〇〇一年)を参照されたい。

最後になったが、現時点で判明している成年式二の誤植の訂正を報告する。

誤 正

208頁1行目 「御歳十四歳」↓「御歳十四歳」⁵⁾

270頁8行目頭書「順徳上皇」↓「故順徳天皇」

註

(1) 近年の年齢計算をめぐる法解釈については、第一五四回国会衆議院質問第一五四号「年齢の計算に関する質問」答弁書(二〇〇二年九月一八日)参照。
(2) 書陵部壬生本(F一〇―二六七)は「三三三庚辰」に作るが、一二日の後に位置する点は同様である。

(3) 飯田瑞穂「尊経閣文庫架蔵の金沢文庫本」(『飯田瑞穂著作集』四 吉川

弘文館 二〇〇一年 初出一九八七年) 参照。

(4) 『洞院家廿巻部類』については拙稿「高松宮家伝来禁裏本」の来歴とその資料価値」(国立歴史民俗博物館資料目録八―二『高松宮家伝来禁裏本目録』奥書刊記集成・解説編 同館 二〇〇九年 初出二〇〇七年) 一二一―一二二頁に略述した。藤田義彰『洞院家廿巻部類異同考』(一九三二年 書陵部所蔵「二七六一―六六二」も参照のこと)。

(5) 『押小路文書』の内容細目については、『内閣文庫未刊史料細目』下(国立公文書館 一九七八年) 参照。

(6) 北小路家の日記の部分的写本は書陵部その他の機関に蔵されているが、翻刻としては熊沢蕃山の高弟である北小路俊光の日記の一部分が井上通泰『蕃山遺材』巻一北小路俊光日記抄(聚精堂 一九一一年)としてなされているに過ぎない。なお、書陵部には臨時帝室編修局にて作成した『北小路家日記目録』(明―二二四)が存在するが、現在の神宮文庫による整理の状況とは対応していない。西川順土『大札研究と『古事類苑』』(『記紀・神道論攷』皇學館大学出版部 二〇〇一年 初出一九八八年)によれば、神宮文庫所蔵『書目便覧』に『北小路日記』四二四冊の内容が明示されているというが、未見。

(7) 当写本には、同じ狩野菟集文書中の『恩赦旧例記』に相当する部分も含まれている。

凡例

- 一、本表は『皇室制度史料』儀制編成年式二を編纂する際に作業上の便宜のため作成された「親王・王成年式表」を成形・補訂したものである。現時点で史料上確認できる親王・王の成年式の事例について、その年月日順に配列した。掲載した事例は皇族として成年式を挙行した事例に限り、同日であっても臣籍降下後に成年式を挙行した事例は対象外とした。また量仁親王(光厳天皇)は立太子前の元亨二年(二三三二)四月一三日に仮元服を行われている(成年式二 8頁参照)が、立太子後に正式の元服を行われているため、これも表には掲載していない。なお、実際には成年式を行わなかった師明親王の事例については、成年式二で取り上げたこともあり、掲載することとした。
- 一、常用漢字体による表記を原則とする。
- 一、元服と皇室成年式令制定後の成年式とは異なる点が多いため、別表とした。
- 一、元服者・成年者および御父については成年式挙行時点での諱・身位で表記することを原則とし(ただし成年式時点で諱を賜っていない場合には例外として諱で表記することとした)、後に即位した場合には諡号・追号等を()に入れて註した。また成年式の時点で御父が崩御・薨去している場合には(故)を付した。
- 一、年齢は元服については数え年で、皇室成年式令制定後の成年式については満年齢で示した。
- 一、北朝については北朝年号で表記し、南朝年号を()を用いて傍註した。

一、「初叙等年月日 品位等」の欄については元服後一年内に初叙・初任が行われた場合にその内容を記した。「叙勲年月日 勲位等」欄もそれに準じる。

一、「頁」欄には『皇室制度史料』儀制編成年式一・二および皇族編で該当人物に関する成年式関係史料が掲げられている最初の頁を記した。頁数のみの場合には成年式二の、冒頭に「一」が付された場合には成年式一の、冒頭に「族」が付された場合には皇族編の冊次および頁数を示している。なお、先例等として他の皇族の事例の中で言及されているような場合は記していない。

一、その他、参考となる事項を備考欄に記した。

正道王	忠良親王	秀良親王	基良親王	葛井親王	坂本親王	茨田親王	神野親王 (嵯峨)	大伴親王 (淳和)	葛原親王	伊予親王	厩戸皇子	元服者
恒世親王 (故)	嵯峨上皇	嵯峨上皇	嵯峨上皇	恒武天皇 (故)	恒武天皇	恒武天皇	恒武天皇	恒武天皇	恒武天皇	恒武天皇	用明天皇 (故)	御父
(不明)	百濟俊哲	橘嘉智子	百濟俊哲	坂上春子	錦部春人	藤原小尿	藤原良繼	藤原旅子	丹治比長野	藤原吉子	遷部穴穂部皇女	御母 外祖父
承和4・8・26 (16)	承和元・2・14 (16)	天長9・2・11 (16)	天長7・11・30 (不明)	弘仁4・8・20 (14)	延暦24・11・23 (13)	延暦20・11・9 (14)	延暦18・2・7 (14)	延暦17・4・17 (13)	延暦17・4・17 (13)	延暦11・2・15 (不明)	崇峻天皇3・11 (19)	元服年月日(年齢)
殿上(平安宮内裏)	(不明)	冷然院(嵯峨上皇御所)	(不明)	(不明)	殿上(平安宮内裏)	(不明)	殿上(平安宮内裏)	殿上(平安宮内裏)	殿上(平安宮内裏)	(不明)	(不明)	式場
(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	加冠 理髮
同日 從四位下	同日 四品	同日 三品										初叙等年月日 品位等
202 210 352 1-9 1-14 族 2-44	352	209 352 族 2-13 族 2-27	234	234	209	201 1-9	209	201 1-14	201 1-14	201 234	201 1-9 1-12 1-33	頁
御祖父淳和天皇鍾愛し仁明天皇の子となす。	26日朝覲。					高志・高津・大宅内親王加笄と同日。	大同元年5月19日立太子。	葛原親王と同日。 大同5年9月13日立太子。	大伴親王と同日。		聖德太子伝暦による。 崇峻天皇3年は或いは5年の誤か。 推古天皇元年4月10日立太子。	備考

敦固親王	齐世親王	齐中王	貞教親王	貞保親王	定省王 (宇多)	惟喬親王	本康親王	人康親王	時康親王 (光孝)	宗康親王	道康親王 (文德)	元服者
宇多上皇	宇多上皇	宇多天皇	清和天皇 (故)	清和天皇 (故)	時康親王 (光孝)	文德天皇	仁明天皇	仁明天皇	仁明天皇	仁明天皇	仁明天皇	御父
藤原高藤	藤原胤子 橋広相	橋義子 橋広相	在原行平 橋義子	藤原高子 藤原長良	班子女王 仲野親王	紀名虎 紀静子	滋野貞主 滋野繩子	藤原総繼 藤原次子	藤原総繼 藤原次子	藤原総繼 藤原次子	藤原冬嗣 藤原順子	御母 外祖父
延喜2・2・13(口、15)	昌泰元・11・21(13)	仁和5・正・1(5)	仁和4・10・18(14)	元慶6・正・2(13)	元慶元、元慶8・4の間 (11、18)	天安元・12・1(14)	承和15・4・14(不明)	承和12・2・16(15)	承和12・2・16(16)	承和10・8・19(16)	承和9・2・16(16)	元服年月日(年齢)
(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	御前(平安宮内裏)	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	(不明)	平安宮内裏仁壽殿	式場
(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	右大臣源常 (不明)	加冠 理髮
同日 三品				同日 三品 上野太守		同日 四品 天安2・正・16カ大宰帥	嘉祥2・正・7 四品		承和13・正・7 四品	承和11・正・7 四品		初叙等年月日 品位等
352 族 2-14	235		202	202 族 2-14	202	235 1-42 族 2-13	202	202	202	235	210 235 332	頁
紀略刊本は3日とする、今諸写本に従う。	紀長谷雄祝文作成。	12月28日親王宣下。	御母名、文子とする説あり。	御兄陽成天皇と同日。	御父親王踐祚(元慶8年2月4日)後の可能性もあり。 元慶8年4月13日臣籍降下。 仁和3年8月25日親王宣下、同日立太子踐祚。	太政大臣藤原良房等参入。	源冷元服および柔子内親王初筮と同日。	時康親王と同日。	人康親王と同日。 元慶8年2月4日踐祚。		同年8月4日立太子。	備考

章明親王	行明親王	長明親王	時明親王	有明親王	式明親王	常明親王	重明親王	代明親王	元利親王	元長親王	克明親王	敦実親王
醍醐天皇 (故)	宇多天皇 (故)	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	陽成上皇	陽成上皇	醍醐天皇	宇多上皇
藤原兼輔 藤原桑子	藤原時平 藤原褒子	藤原菅根 藤原叔姫	源唱 源周子	光孝天皇 源和子	光孝天皇 源和子	光孝天皇 源和子	源昇 源昇女	藤原連水 藤原鮮子	(不明) 姉子女王	(不明) 姉子女王	源旧鑑 源封子	藤原高藤 藤原胤子
天慶2・8・14 (16)	承平7・2・16 (13)	延長3・2・24 (13)	延長3・2・24 (14)	延喜21・11・24 (12)	延喜21・11・24 (15)	延喜21・11・24 (16)	延喜21・11・24 (16)	延喜19・2・26 (16)	延喜17・4・29 (16以下)	延喜17・4・29 (17)	延喜16・11・27 (14)	延喜7・11・22 (15)
京極亭(章明親王邸)	東八条第	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿カ	平安宮内裏清涼殿カ	平安宮内裏清涼殿	宇多院(上皇御所)
左少将藤原朝忠 大納言藤原実頼	右少将良家義方 左大臣藤原仲平	右少将藤原伊衡カ 大納言藤原清貫	春宮亮平時望 右大臣藤原定方	左中将橘公頼 大納言藤原定方	右大臣藤原忠平 右兵衛督藤原兼茂	左中将橘公頼 大納言藤原定方	右兵衛督藤原兼茂 右大臣藤原忠平	右中将藤原兼茂 中納言藤原清貫	(不明) (不明)	(不明) (不明)	頭右中将良家衆樹 右大臣藤原忠平	(不明) (不明)
	3日後 四品										同日 三品	同日 三品
210	210 242 族2-14			203 217	203 217	203 217	203 217	216 243 1-42	203	203	202 210 216 236 240 族2-27	210 236 族2-14
紀略は閏7月4日とする。	醍醐天皇の子となる。	時明親王元服および普子内親王着裳と同日。	長明親王元服および普子内親王着裳と同日。	重明・常明・式明親王と同日。	重明・常明・有明親王と同日。	重明・式明・有明親王と同日。	常明・式明・有明親王と同日。		御母名、史料により異同あり。 元長親王と同日。加冠は同一人物が勤める。	御母名、史料により異同あり。 元利親王と同日。加冠は同一人物が勤める。	慶子内親王着裳と同日。	紀略は13日、扶桑略記所引外記は23日とする。

元服者	御父	御母	元服年月日(年齢)	式場	加冠 理髮	初叙等年月日 品位等	頁	備考
成明親王 (村上)	醍醐天皇 (故)	藤原穩子 藤原基経	天慶3・2・15 (15)	平安宮内裏綾綺殿東廂	太政大臣藤原忠平 左少将藤原朝忠	同日 三品	210 217 240 355 1-8 1-14 族 2-28	朱雀天皇と同産。 この時綾綺殿が天皇の御在所。 天慶7年4月22日立太子。
延光王 もしくは 保光王	代明親王 (故)	藤原定方女 藤原定方	天慶3・8・26 (14もしくは17)	(不明)	有明親王 左権少将藤原朝忠		245	恵子女王着裳と同日。
広平親王	村上天皇	藤原元方 藤原祐姫	応和3・8・20 (14)	平安宮内裏清涼殿	権大納言藤原師尹 左中將源重光	同日 三品	203 族 2-28	
為平親王	村上天皇	藤原安子 藤原師輔	康保2・8・27 (14)	平安宮内裏清涼殿	大納言源高明 頭右権中將源延光	同日 三品	217 244 356 族 2-28	輔子内親王着裳と同日。
致平親王	村上天皇	藤原正妃 藤原在衡	康保2・10・28 (15)	平安宮内裏清涼殿	中納言源兼明 頭右権中將源延光	是年 四品・兵部卿	245	御遊抄は21日とする。
具平親王	村上天皇 (故)	莊子女王 代明親王	貞元2・8・11 (14)	(不明)	(不明)			
永平親王	村上天皇 (故)	藤原芳子 藤原師尹	天元2・2・20 (15)	小一条第 (元外祖父邸)	左大臣源雅信 頭左中將源正清	同日 四品	211 243 352	
居貞親王 (二三条)	冷泉上皇	藤原超子 藤原兼家	寛和2・7・16 (11)	東三条院南院 (藤原兼家邸)	左大臣源雅信 参議藤原公季		203 211 332 357 1-42	11歳元服の初例。 同日立太子。
為尊親王	冷泉上皇	藤原超子 藤原兼家	永祿元・11・21 (13)	二条第(藤原兼家邸)	左大臣源雅信 参議藤原佐理	翌日 四品	217 352 族 2-14	御遊抄は式場を東三条南宮東対とする。 叙四品、紀略は12月2日とする。
敦道親王	冷泉上皇	藤原超子 藤原兼家	正暦4・2・22 (13)	東三条院南院東対 (伯父藤原道隆邸)	左大臣藤原道長 参議藤原公任	翌日 四品	211 243 族 2-14	拱政藤原道隆三女着裳と同日。
敦明王	居貞親王 (二三条)	藤原娥子 藤原清時	寛弘3・11・5 (13)	批把第(東宮御所・ 藤原道隆邸)	左大臣藤原道長 頭右中將藤原実成		211 246	皇太子第一王子。 長和5年正月29日立太子(寛仁元年8月9日辞)。
敦康親王	一条天皇	藤原定子 藤原道隆	寛弘7・7・17 (12)	批把殿清涼殿代 (里内裏)	左大臣藤原道長 頭右大弁藤原道方	同日 三品	211 1-9 族 2-28	6年10月13日の予定を皇后御産により延引。

重仁親王	雅仁親王 (後白河)	有仁王	輔仁親王	貞仁王 (白河)	親仁親王 (後冷泉)	敦昌親王	資定王	師明親王	敦平親王	敦儀親王	清仁親王	昭登親王
崇徳上皇	鳥羽上皇	輔仁親王	後三条天皇 (故)	尊仁親王 (後三条)	後朱雀天皇	小一条院 (敦明親王)	具平親王 (故)	三条天皇	三条天皇	三条天皇	花山天皇 (故)	花山天皇 (故)
法印信縁	藤原公実 藤原璋子	源師忠 源師忠女	源基平	藤原公成 藤原茂子	藤原道長 藤原璋子	藤原顕光 藤原延子	為平親王 為平親王女	藤原済時 藤原娥子	藤原済時 藤原娥子	藤原済時 藤原娥子	平祐之 平祐之女	平平子 平祐忠
久安6・12・1(11)	保延5・12・27(13)	永久3・10・28(13)	寛治元・6・2(15)	治暦元・12・9(13)	長暦元・7・2(13)	長元2・8・19(不明)	寛仁4・12・26(13)	(実施されず)	長和2・3・23(15)	長和2・3・23(17)	寛弘8・8・23(不明)	寛弘8・8・23(14)
小六条殿 (崇徳上皇美福院御所)	三条院 (母待賢門院御所)	白河御所 (白河上皇御所)	祖母陽明門院御所	閑院東対(東宮御所)	平安宮内裏昭陽舎	(不明)	上東門第西対南廂 (藤原頼通邸)		平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	(不明)	(不明)
頭左中将藤原伊実	右大臣源雅定 頭右中将藤原教長	左大臣源有仁 播磨守藤原基隆	右大臣源雅実 左馬頭藤原道良	大納言藤原実季 右權中將東宮権亮藤原良基	左大臣藤原教通 頭右中将藤原俊家	(不明)	大納言藤原実資 修理權大夫源濟政		頭右大臣藤原顯光 頭右大臣藤原朝経	左大臣藤原道長 頭左中将藤原公信	中務大輔藤原周頼カ	大納言藤原実資 中務大輔藤原周頼カ
同日 三品	同日 三品				同日 三品				同日 三品 同日 6・23 兵部卿	同日 三品 同日 6・23 中務卿	同日 9・10 四品	同日 9・10 四品
212 族 2-30	218 249 259 族 2-29	212 1-43	211	211 246 259	218 333 族 2-29		族 3-302	204	204 217 257 族 2-29	204 217 257 族 2-29	203	203
美福院養子。 叙品との関係について議論あり。	久寿2年7月24日踐祚。	白河上皇猶子。 元永2年8月14日源氏賜姓。	為房卿記は年齢を16と記す。	皇太子第一王子。 治暦4年8月14日親王宣下。 延久元年4月28日立太子。	同年8月17日立太子。	6月7日親王宣下(故三条天皇猶子)。	藤原頼通養子。 正月5日從四位下。 元服当日源氏賜姓、改名(源師房)。	長和4年11月26日予定のところが延引となり結局実施しな いまま出家。	敦儀親王と同日。	敦平親王と同日。	冷泉上皇の子となる。 昭登親王と同日。	冷泉上皇の子となる。 清仁親王と同日。

元服者	御父	御母	元服年月日(年齢)	式場	加冠 理髮	初叙等年月日 品位等	頁	備考
以仁王	後白河上皇	藤原成子 藤原季成	永万元・12・16(15)	大宮御所	(不明) (不明)			八条院暲子内親王猶子。
守貞親王	高倉天皇 (故)	藤原殖子 藤原信隆	建久2・12・26(13)	六条宮 (後白河上皇御所)	左大臣藤原実房 頭右中将藤原実明	同日 三品	205 249 262	保延例を追う。
惟明親王	高倉天皇 (故)	平義範女 平義範	建久6・3・29(17)	七条院御所	左大臣藤原実房 左中将藤原親能	同日 三品	205 族 2-15	七条院猶子。
雅成親王	後鳥羽上皇	藤原重子 藤原範季	建曆2・12・22(13)	高陽院 (後鳥羽上皇御所)	左大臣九条良輔 頭左中将藤原経通	同日 三品	212 250 266 357 族 2-15	保延例を追う。
頼仁親王	後鳥羽上皇	藤原信清女 藤原信清	建保3・4・25(15)	常御所 (後鳥羽上皇御所カ)	(不明) 權中納言左衛門督藤原忠信		205 268 333	密儀にて行われる。
忠成王 (後嵯峨)	土御門天皇 (故)	源通宗 源通子	仁治3・正・20(23)	土御門殿 (承明門院御所)	左大臣二条良実 頭左中弁葉室定嗣		206 270	同日踐祚。
宗尊親王	後嵯峨上皇	藤原清季女 藤原清季	寛元5・2・25(26)	(不明)	前内大臣藤原基家 右中将藤原頼基		270	密々に行われる。
惟康親王	宗尊親王	藤原幸子 近衛兼経	建長4・正・8(11)	冷泉万里小路殿 (後嵯峨上皇御所)	左大臣藤原兼平 頭右中将土御門頼方	同日 三品 同日 三品	212 218 1-43 族 2-16 族 2-123	保延例に倣う。 3月19日鎌倉に下向。
久明親王	後深草上皇	藤原房子 三条公親	文永7・2・23(7)	(不明)	連署北条政村 (不明)	同日 三品 同日 三品	206	征夷大將軍。 12月20日從三位に昇叙。 弘安10年10月4日親王宣下。
彦仁王	忠成王 (故)	藤原範能女 藤原範能	正応2・10・6(14)	常盤井殿(仙洞御所)	内大臣藤原兼忠 頭右中将滋野井冬季	同日 三品 同日 三品	251 族 2-16	5日前親王宣下。 10日関東に下向。
邦治親王 (後一条)	後宇多上皇	源基子 堀川具守	永仁6・6・27(14)	冷泉万里小路殿 (龜山・後宇多上皇御所)	左大臣二条兼基 頭左中将今出川兼季		206 333	後に源氏賜姓。

直仁親王	全仁親王	豊仁親王 (光明)	義良親王 (後村上)	躬良王カ	久良王	尊良親王	世良親王	邦省親王	恒明親王	邦良親王	守邦王	尊治親王 (後醍醐)
花園上皇	恒明親王	後伏見天皇 (故)	後醍醐天皇	後醍醐天皇	久明親王	後醍醐天皇	後醍醐天皇	後二条天皇 (故)	龜山天皇 (故)	後二条天皇 (故)	久明親王	後宇多上皇
藤原実子 正親町実明	西園寺公衡カ 西園寺公衡カ	西園寺公衡 藤原寧子	阿野公廉	藤原為道 藤原為道	冷泉為相 冷泉為相女	藤原為子 藤原為世	藤原実俊 藤原実俊女	五辻宗親 藤原宗子	西園寺実兼 藤原瑛子	藤原宗子 五辻宗親	惟康親王 惟康親王女	藤原忠子 藤原忠継
貞和4・10・13 (14)	曆応4・11・19 (21)	建武3・8・15 (16)	延元元・3・10 (9)	元弘3 (9)	嘉暦3・2・13 (19)	正中3・2・8 (16)	元亨4・3・12 (不明)	元亨元・3・19 (20)	文保2・12・20 (16)	文保2・3・9 (19)	徳治3・8・26 (8)	嘉元元・12・20 (16)
持明院殿(仙洞御所)	當盤井第	押小路島丸第泉屋 (二条良基第)	花山院内裏	(不明)	関白二条道平第	冷泉宮小路殿清涼殿	(不明)	二条宮小路内裏清涼殿	(不明)	(不明)	(不明)	冷泉万里小路殿 (後宇多上皇御所)
頭左中将中山定宗	内大臣近衛道嗣	頭内藏頭延田重資	左大臣近衛経忠 (不明)	(不明)	関白二条道平 頭宮内卿堀川光維	関白太政大臣藤原冬平 頭左中将北畠具行	前関白一条内経カ (不明)	左大臣洞院実泰 右兵衛督御子左為定	(不明)	左大臣近衛経平 (不明)	(不明)	左大臣九条師教 頭右中将三条実任
	曆応5・3・30 大宰帥		同日 三品・陸奥太守		同日 賜源朝臣姓・從三位・右中将	同日カ 中務卿			文保3・3・9 中務卿			同日 三品
219 251 271 333	270 族 4-35	219 334	206 族 2-16 族 2-122		族 3-306	219		212		332 族 4-40	344	212 族 2-16
同年10月27日立太子。		同日踐祚。 密儀。 泉屋を仙洞に擬す。	御遊抄は加冠を右大臣洞院公賢とする。 延元4年3月立太子。	元弘4年春、親王宣下。	元服日等、源久良王元服補任及親王宣下例による。	蛙抄・左大史覚書は6日とする。 保延例による。	尊良親王弟。 昭慶門院が自分の存命中に元服を見ることを希望。	後宇多上皇の御計らい、村上天皇の先例により清涼殿にて元服。	翌年2月14日後伏見上皇御所に参る。	同日立太子。	8月10日將軍(宣下)元服同日任じられるとする史料もあり。 9月19日親王宣下。	徳治3年9月19日立太子。

元服者	御父	御母	元服年月日(年齢)	式場	加冠 理髮	初叙等年月日 品位等	頁	備考
元服者 (後柏原)	後土御門天皇	源朝子 庭田長賢	文明12・12・20(17)	足利義政小川第	准后前左大臣足利義政 頭左中將中山宣親		214 282 339 1-43	7日前親王宣下。 明応9年10月25日踐祚。
邦高王	貞常親王	源盈子 庭田重有	文明6・4・26(20)	足利義政第	准后前左大臣足利義政 參議高倉永繼		221 345 1-43 族4-65	後土御門天皇猶子。 最略儀。同日諱を賜わる。 6月19日親王宣下。
成仁親王 (後土御門)	後花園天皇	藤原信子 藤原孝長	長祿2・4・17(17)	土御門内裏清涼殿	頭右中將滋野井教国	長祿3・3・23 三品	207 339	前年12月19日親王宣下。 寛正5年7月19日踐祚。
邦康親王	世平王 (故)	(不明) (不明)	康正元・10・28(40)	(不明)	頭右大弁武者小路資世	同日 三品・中務卿	353 1-50 族2-16 族2-95 族4-42	2月28日親王宣下、後崇光院(貞成親王)の猶子となる。
貞常王	貞成親王	源幸子 庭田経有	文安2・3・16(21)	伏見宮御殿	准后撰政一条兼良 頭右中將三条公綱	文安3・3・28 式部卿	221 281 345 族4-61	後花園天皇猶子。 廢中の儀。 6月27日親王宣下(元服翌日子定を延引)。
躬仁親王 (称光)	後小松天皇	藤原資子 日野西資国	応永18・11・28(11)	土御門内裏清涼殿	頭右大弁甘露寺清長		221 339	3日前親王宣下。 翌年8月29日踐祚。
貞成王	栄仁親王	三条実治 藤原治子	応永18・4・4(40)	伏見宮御殿	従三位綾小路信俊		220 279 1-49 族4-55	兄治仁王猶子。
治仁王	栄仁親王	三条実治 藤原治子	応永15・12・20(38)	(不明)	(不明)		族4-53	
栄仁親王	崇光上皇	源資子 庭田重資	永和元・11・13(25)	伏見殿泉屋 (崇光上皇御所)	右大臣九条忠基 參議大炊御門冬宗		214 279 族4-47	密儀。 理髮冬宗につき、親王並若宮元服記は左中將兼任とする。
緒仁親王 (後円融)	後光厳天皇	紀通清	応安4・3・23(14)	柳原忠光第(皇居)	頭左中將中御門宗泰		206 252 278 335	2日前親王宣下。 同日踐祚。
満仁王	全仁親王 (故)	(不明)	応安2・正・19(16)	(不明)	頭右大弁万里小路嗣房		220 1-43	永徳元年(弘和元)12月24日親王宣下。
弥仁王 (後光厳)	光厳上皇	藤原秀子 三条公秀	観応3・8・17(15)	土御門内裏小御所	関白二条良基 頭左大弁万里小路仲房		213 277 334	廢中の儀。 同日踐祚。

智忠親王	好仁親王	政仁親王 (後水尾)	貞清親王	智仁親王	和仁親王 (後陽成)	邦房親王	誠仁親王	貞康親王	方仁親王 (正親町)	邦輔王	知仁親王 (後奈良)	貞敦王
智仁親王	後陽成天皇 (故)	後陽成天皇	邦房親王	誠仁親王 (故)	誠仁親王 (故)	貞康親王 (故)	正親町天皇	邦輔親王 (故)	後奈良天皇	貞敦親王	後柏原天皇	邦高親王
京極高知女	近衛前久	藤原前子 近衛前久	(不明)	藤原晴子 勤修寺晴右	藤原晴子 勤修寺晴右	万里小路惟房 万里小路惟房女	藤原房子 万里小路秀房	西園寺実宣 西園寺実宣女	藤原榮子 万里小路賢房	藤原香子 三条実香	藤原藤子 勤修寺教秀	今出川教季女
寛永6・2・2(11)	元和6・12・3以降カ	慶長15・12・23(15)	慶長10・12・24(11)	天正19・正・29(13)	天正14・9・20(16)	天正6・12・17(13)	永禄11・12・19(17)	永禄6・12・21(17)	天文2・12・22(17)	享禄4・4・24(19)	永正9・4・26(17)	文亀2・12・25(15)
八条宮御殿	(不明)	土御門内裏小御所	(不明)	八条宮御殿カ	土御門内裏小御所カ	(不明)	土御門内裏	(不明)	土御門内裏小御所	伏見宮御殿カ	土御門内裏小御所 (親王御殿)	(不明)
高松宮好仁親王 頭右大弁甘露寺時長	(不明)	關白右大臣九条忠榮 頭右中将正親町三条実右	頭右大弁烏丸光広	伏見宮邦房親王 頭左中弁中御門宣泰	關白内大臣藤原秀吉 頭左中弁万里小路充房	關白九条兼孝 頭(右中弁広橋兼勝カ)	關白二条晴良 頭左中弁甘露寺経元	(不明)	准后前關白二条尹房 頭右中将正親町公叙	前左大臣三条実香 頭右大弁勤修寺尹豊	關白左大臣九条尚経 頭右中将正親町実胤	(不明)
同日 中務卿				同日 式部卿		天正7・正・13以前 中務卿						
253 346 354	族 4-147	214 286 340 1-44	222 族 4-72	346 353 357 族 4-110	252 340	族 4-71	340	345	222 339	207 221 族 4-68	214 284 339	族 4-67
後水尾天皇猶子。	元服実施の時期不明(元和元年8月とする説は誤り)。	慶中の儀。 翌年3月27日踐祚。	11月20日鉄蟻始。 11月21日後陽成天皇猶子となる。 11月29日親王宣下、諱を賜わる。	4日前に親王宣下、叙二品、童借。	3日前に親王宣下。 同年11月7日踐祚。	同日改名。 同日改名。	同日改名。 同日改名。	同日改名。 同日改名。	同日改名。 同日改名。	同日改名。 同日改名。	同日改名。 同日改名。	同日改名。 同日改名。

元服者	御父	御母	元服年月日(年齢)	式場	加冠 理髮	初叙等年月日 品位等	頁	備考
紹仁親王 (後光明)	後水尾上皇	藤原光子 園基任	寛永20・9・27(11)	仙洞御所弘御所	摂政一条康道 頭右大弁広橋經光		214 222 286 344	前年12月15日親王宣下。 廢中の儀。 同年10月3日踐祚。
(三宮) 幸丸	智仁親王	京極高知女 京極高知	慶安3・正・2(27)	(不明)	(不明)		207	寛文3年11月22日源姓を賜わる旨仰出さる(広幡忠幸)。
邦道親王	貞清親王	(不明)	慶安4・11・13(11)	伏見宮御殿カ	八条宮智忠親王 頭左中将油小路隆貞	同日	354 族4-74	後水尾上皇猶子。 5日前に鉄漿始。
良仁親王 (後西)	後水尾上皇	藤原陸子 藤原隆致	慶安4・11・25(15)	仙洞御所弘御所	関白左大臣近衛尚嗣 頭右大弁坊城俊広	同日	215 288 346 355 族2-17 族2-104 族4-148	高松宮好仁親王繼嗣。 承応3年11月28日踐祚。
穩仁親王	後水尾上皇	藤原陸子 藤原隆致	明暦元・11・24(13)	仙洞御所小御所	右大臣一条教輔 藏人權右少弁桂昭房(代役)	翌日	215 222 355 族2-17 族4-121	智忠親王養子。 10月14日親王宣下。2日前鉄漿始。 廢中の儀。
貞致親王	邦尚親王 (故)	藤原定子 安藤定吉	万治3・7・27(29)	伏見宮御殿カ	前摂政一条康道 左中将四条隆音	同日	222 1-51 族4-75	6月27日後水尾上皇猶子となる。 7月17日鉄漿始、親王宣下。
藏仁親王 (盡元)	後水尾上皇	藤原園子 園基音	寛文2・12・11(9)	仙洞御所仮殿 (一条教輔邸)	関白一条光平 頭右中弁桂昭房		215 222 289 344	11月12日継直、28日鉄漿始。 廢中の儀。 翌年正月26日踐祚。
長仁親王	後西上皇	明子女王 好仁親王	寛文9・11・5(15)	後西上皇御所	関白鷹司房輔 頭中将今城定淳	同日	208 族2-97 族4-121	2月24日親王宣下。 3日前鉄漿始、前日童借。
幸仁親王	後西上皇	藤原共子 清閑寺共綱	寛文10・11・21(15)	後西上皇御所弘御所	内大臣近衛基熙 頭右大弁甘露寺方長	同日	290 族4-151	前年8月27日親王宣下。 2日前鉄漿始、童借。
尚仁親王	後西天皇 (故)	藤原定子 智秀	貞享3・3・28(16)	八条宮御殿	左大臣近衛基熙 頭右大弁坊城俊方	同日	215 253 293 族4-122	
邦永親王	貞致親王 (故)	岡本清生女 岡本清生	元禄8・12・23(20)	伏見宮御殿	関白近衛基熙 頭左中弁坊城俊清	同日	208 族2-97 族4-79	盡元天皇猶子。 9月23日鉄漿始。12月2日諱を賜わる。 12月14日親王宣下。
文仁親王	盡元上皇	藤原宗子 松木宗条	元禄10・5・16(18)	仙洞御所小御所	内大臣九条輔実 頭左中弁坊城俊清	同日	223 294 族2-108 族4-126	前年上皇御不例により元服延引。 5日前親王宣下。3日前童借。2日前鉄漿始。

邦頼親王	美仁親王	織仁親王	遐仁親王 (桃園)	公仁親王	典仁親王	邦忠親王	音仁親王	職仁親王	直仁親王	貞建親王	家仁親王	正仁親王
貞建親王 (故)	典仁親王	職仁親王	桜町天皇	家仁親王	直仁親王	貞建親王	職仁親王	盛元上皇	東山天皇 (故)	邦永親王	文仁親王 (故)	幸仁親王 (故)
岡本清先 賀茂先子	辰市祐智 中臣りて	藤原温子 後藤有胤	藤原定子 姉小路実武	大江雅子 北小路俊在	伊藤一中 きよ	岡本清先 賀茂先子	藤原淳子 二条吉忠	松室重教 泰敦子	藤原賀子 楠筒隆賀	藤原賀子 盛元天皇	藤原直子 浅田武兵衛	某氏(寿昌院) (不明)
安永4・2・29 (43)	明和5・9・26 (12)	宝曆14・3・18 (12)	延享4・3・15 (7)	延享2・2・8 (13)	延享元・9・26 (12)	寛保3・11・27 (13)	寛保3・9・26 (15)	享保12・3・2 (15)	享保3・2・11 (15)	正徳5・10・2 (16)	正徳3・12・21 (11)	宝永5・12・15 (15)
伏見宮御殿	閑院宮御殿	有栖川宮御殿	土御門内裏小御所	京極宮御殿	閑院宮御殿	伏見宮御殿カ	有栖川宮御殿	仙洞御所弘御所	閑院宮御殿	伏見宮御殿	京極宮御殿	有栖川宮御殿 (中宮仮御所)
頭左大弁鳥丸光祖	左大臣九条尚美 頭右大弁広橋伊光	京極宮家仁親王 頭左中將楠筒隆望	頭右中弁坊城俊逸 太政大臣一条兼香	頭右大弁鳥丸光胤 閑院宮直仁親王	頭左大弁兼室頼要 内大臣近衛内前	頭左中將園基望 内大臣近衛内前	頭左中將園基望 伏見宮貞建親王	頭右大弁坊城俊将 前関白二条綱平	頭左中將楠筒隆成 前摂政近衛家熙	頭左中將園基香 有栖川宮正仁親王	頭左中將園基香 右大臣二条綱平	頭右大弁万里小路尚房 左大臣九条輔実
同日 安永5・2・7 兵部卿 三品	同日 翌日 彈正尹 三品	同日 三品・兵部卿	同日 上総太守 三品	同日 大宰帥・三品	同日 上野太守	同日 常陸太守	同日 中務卿 二品	同日 二品	同日 彈正尹 二品	同日 兵部卿	同日 式部卿	同日 大宰帥 二品
208 256 1-51 族4-93	256 347 358 1-26 族2-18 族2-116 族4-175	255 302 族2-18 族4-159	208 215 301 333 344 1-44	301 族4-132	215 族2-18 族2-90 族4-173	347 族4-83	223 300 347 族2-120	215 358 族2-18 族2-98 族4-157	208 255 358 族2-114 族4-169	215 298 族2-109 族4-80	223 254 295 族4-128	253 族2-90 族4-155
表向年齢は44歳。 桜町天皇猶子。前年12月15日還俗して伏見宮家を相続、 同年26日親王宣下。	故桃園天皇猶子。前年11月14日下帯始。 表向年齢あるいは15歳カ。 11日前童惜。	故桃園天皇猶子。 表向年齢は11歳。前年10月16日親王宣下。 13日前童惜。8日前鉄漿始。	前年3月16日親王宣下。前日童惜。 最略儀たるにより小御所を用いる。 翌日立太子。	桜町天皇猶子。 7日前童惜。	桜町天皇猶子。 7日前童惜。	桜町天皇猶子。 4日前童惜。	桜町天皇猶子。9月4日親王宣下。 8日前童惜。3日前鉄漿始。 宮家相続以前27歳にて薨去。	前年11月28日親王宣下。 4日前童惜。 3日前鉄漿始。	正月12日宮号を賜わる。 正月23日親王宣下。 4日前童惜。	東山天皇猶子。 7日前童惜。鉄漿始。	東山天皇猶子。 2月22日表向紐直、下帯始。 11日前童惜。2日前鉄漿始。	正月23日東山天皇猶子となる。 9月29日親王宣下。 6日前童惜。2日前鉄漿始。

守脩親王	博経親王	晃親王	朝彦親王	熾仁親王	貞教親王	愛仁親王	熾仁親王	邦家親王	孝仁親王	韶仁親王	貞敬親王	元服者
貞敬親王 (故)	邦家親王	邦家親王	邦家親王	熾仁親王	邦家親王	孝仁親王 (故)	韶仁親王	貞敬親王	美仁親王	織仁親王	邦頼親王	御父
合田弘道	越智愛子 堀内嗣善	藤木弁頼	賀茂寿子 鳥居小路経親	佐々祐条	佐伯祐子	藤原景子 鷹司政照	藤原吉子 豊島勝文	平勝子 入江則徳	藤原誠子 倉光忠篤	平梅 村井頼母	敦子 松木宗美	御母 外祖父
明治元・9・18 (50)	明治元・9・18 (18)	文久4・正・28 (49)	文久3・8・27 (40)	嘉永2・3・15 (15)	嘉永元・4・28 (13)	文政11・11・28 (11)	文政6・11・21 (12)	文化14・2・26 (16)	文化5・5・15 (17)	文化5・5・7 (25)	寛政9・8・24 (23)	元服年月日(年齢)
梶井宮御殿	華頂宮御殿	閑院宮御殿	中川宮御殿	有栖川宮御殿	伏見宮御殿	閑院宮御殿	有栖川宮御殿	伏見宮御殿	閑院宮御殿カ	有栖川宮御殿	伏見宮御殿	式場
伏見宮邦家親王 右権中将園基祥	権弁事右権中将千種有文	伏見宮邦家親王	内大臣近衛忠房 頭左中弁清閑寺豊房	右大臣二条齐敏 頭左中弁清閑寺豊房	右大臣近衛忠照 頭右中弁日野資宗	内大臣鷹司輔照 頭左中弁坊城俊克	權大納言鷹司輔照 頭右中弁柳原隆光	内大臣九条尚忠 頭左中弁広橋光成	右大臣鷹司政通 頭左大弁坊城俊明	内大臣近衛基前 頭權右中弁日野資愛	内大臣近衛基前 頭權右中弁鸞尾隆純	加冠 理髮
同日 上野太守	同日 弾正尹	同日 常陸太守・国事 御用掛	同日 弾正尹	同日 大宰帥 三品	同日 兵部卿 叙品(三品カ)	同日 弾正尹 三品	同日 上総太守 三品	同日 上野太守 三品	同日 常陸太守 三品	同日 上総太守 三品	同日 上野太守 三品	初叙等年月日 品位等
208 355	208 355	族2-121 族2-148 族3-393 族4-200 族4-320	族2-116 族4-317	224 309 347 1-11 族2-19 族2-91	257 族2-110 族4-103	309 族2-116 族4-179	208 216 族2-121 族4-167	307 族2-19 族2-121 族4-98	359 族4-177	304 348 族2-121 族4-162	224 族4-95	頁
故光格天皇猶子。 閏4月15日還俗。	孝明天皇猶子。 正月7日還俗。 10日華頂宮と称す。 同月15日改名・三品。	9日還俗勅許。17日山階宮と称す。 前日親王宣下。孝明天皇猶子となる。	仁孝天皇猶子。 2月17日還俗。中川宮の称号を賜わる。	前年10月18日故仁孝天皇猶子となる。 2月16日親王宣下。 3月9日鉄漿始。	弘化4年5月2日故仁孝天皇猶子となる。 3月23日親王宣下。 21日前童借。5日前鉄漿始。眉拭。下帯始。	4月27日光格上皇猶子となる。 8月23日親王宣下。 34日前童借。2日前鉄漿始。	前年11月15日光格上皇猶子となる。 9月23日親王宣下。 5日前鉄漿始。	正月10日光格天皇猶子となる。 2月14日親王宣下。 5日前童借。4日前鉄漿始。	前年12月15日光格天皇猶子となる。 3月4日親王宣下。 11日前鉄漿始。前日童借。	前年12月15日光格天皇猶子となる。 3月4日親王宣下。 4日前鉄漿始。	7月10日故後桃園天皇猶子となる。 8月5日親王宣下。 3日前鉄漿始。	備考

宣仁親王	邦久王	春仁王	雍仁親王	博忠王	朝融王	恒憲王	武彦王	博義王	成年者
大正天皇	邦彦王	載仁親王	大正天皇	博恭王	邦彦王	邦憲王 (故)	菊麿王 (故)	博恭王	御父
(九条)節子	(島津)倪子	(三条)智恵子	(九条)節子	(徳川)経子	(島津)倪子	(醍醐)好子	(九条)範子	(徳川)経子	御母
大正14・1・13 (20)	大正12・1・28 (20)	大正11・9・26 (20)	大正11・6・25 (20)	大正11・4・28 (20)	大正10・4・19 (20)	大正9・4・26 (20)	大正7・4・13 (20)	大正6・12・8 (20)	成年式年月日(満年齢)
宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	賢所大前の儀 加冠(の儀)式場
掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	加冠
									叙勲年月日 勲位等
	363		227 365 族4-240					227 315	頁
1月3日成年、貴族院議員に列する。	前年3月10日成年、貴族院議員に列する。 10月25日臣籍降下。	8月3日成年、貴族院議員に列する。	同日秩父宮の称号を賜わる。 同日貴族院議員に列する。	1月26日成年、貴族院議員に列する。 海軍少尉候補生として遠洋航海中につき延引。	2月2日成年、貴族院議員に列する。	1月27日成年、貴族院議員に列する。	2月13日成年、貴族院議員に列する。	同日貴族院議員に列する。	備考

貞愛親王	智成親王
邦家親王	邦家親王
鷹司政熙	藤原吉子 伊丹保祿
明治4・3・7 (14)	明治2・11・28 (14)
伏見宮御殿	白川御殿
従四位兼室長邦	伏見宮邦家親王 (不明)
翌日 二品	同日 三品
209	208 352
明治天皇猶子。 5日前親王宣下。	嘉言親王太子。 慶応4年閏4月15日還俗。 2日前眉拭、鉄漿始。

盛厚王	崇仁親王	正彦王	博英王	孚彦王	邦英王	水久王	恒徳王	茂麿王	萩麿王	博信王	藤麿王	成年者
稔彦王	大正天皇 (故)	鳩彦王	博恭王	鳩彦王	邦彦王 (故)	成久王 (故)	恒久王 (故)	菊麿王 (故)	菊麿王 (故)	博恭王	菊麿王 (故)	御父
聰子内親王	(九条)節子	允子内親王	(徳川)経子	允子内親王	(島津)倪子	房子内親王	昌子内親王	(島津)常子	(島津)常子	(徳川)経子	(島津)常子	御母
昭和11・5・7 (20)	昭和10・12・2 (20)	昭和10・1・22 (20)	昭和8・1・9 (20)	昭和7・10・8 (20)	昭和5・5・16 (20)	昭和5・2・19 (20)	昭和4・3・26 (20)	昭和3・5・16 (20)	大正15・5・8 (20)	大正14・10・1 (20)	大正14・3・25 (20)	成年式年月日(満年齢)
宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	賢所大前の儀式場 加冠(の儀)
掌典長三条公輝	掌典長三条公輝	掌典長三条公輝	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	加冠
												叙勲年月日 勲位等
	366 族4-241											頁
5月6日成年(5日貴族院議員に列する)。	1日貴族院議員に列する。 同日三笠宮の称号を賜わる。	前年1月5日成年(4日貴族院議員に列する)。 昭和11年4月1日臣籍降下。	前年10月4日成年(官報は3日とする。3日貴族院議員に列する)。 昭和11年4月1日臣籍降下。	7日貴族院議員に列する。	15日貴族院議員に列する。 昭和6年4月4日臣籍降下。	18日貴族院議員に列する。	3月4日成年(官報は3日とする。3日貴族院議員に列する)。	4月29日成年(官報は28日とする。28日貴族院議員に列する)。 昭和4年12月24日臣籍降下。	4月21日成年(官報は20日とする。20日貴族院議員に列する)。 昭和3年7月20日臣籍降下。	5月22日成年、貴族院議員に列する。 大正15年12月7日臣籍降下。	2月25日成年、貴族院議員に列する。 2日前に勲一等旭日桐花大綬章。 昭和3年7月20日臣籍降下。	備考

文仁親王	徳仁親王	憲仁親王	宣仁親王	寛仁親王	正仁親王	徳彦王	邦寿王	家彦王	彰常王
明仁親王 (今上)	明仁親王 (今上)	崇仁親王	崇仁親王	崇仁親王	昭和天皇	多嘉王 (故)	恒憲王	多嘉王 (故)	徳彦王
(正田)美智子	(正田)美智子	(高木)百合子	(高木)百合子	(高木)百合子	良子(女王)	(水無瀬)静子	(九条)敏子	(水無瀬)静子	聰子内親王
昭和60・11・30 (20)	昭和55・2・23 (20)	昭和49・12・29 (20)	昭和43・2・27 (20)	昭和41・1・5 (20)	昭和30・11・28 (20)	昭和18・4・6 (20)	昭和17・12・7 (20)	昭和15・10・19 (20)	昭和15・10・10 (20)
皇居宮殿春秋の間	皇居宮殿春秋の間	皇居宮殿春秋の間	皇居仮宮殿表三の間	皇居仮宮殿表三の間	皇居仮宮殿表西の間	宮城寶所大前	宮城寶所大前	宮城寶所大前	宮城寶所大前
侍従次長安楽定信	侍従次長徳川義寛	侍従次長徳川義寛	侍従次長入江相政	侍従次長永積貞彦	侍従次長稲田周一	掌典長三条公輝	掌典長三条公輝	掌典長三条公輝	掌典長三条公輝
同日大勲位菊花大綬章	同日大勲位菊花大綬章	同日大勲位菊花大綬章	同日大勲位菊花大綬章	同日大勲位菊花大綬章	同日大勲位菊花大綬章				
	229 325			368	228 318 367	228 364			
	平成3年2月23日立太子の礼。		2月11日成年。			前年11月19日成年、貴族院議員に列する。 6月7日臣籍降下。	4月21日成年。 服喪のため延引。	3月17日成年、貴族院議員に列する。 昭和17年10月5日臣籍降下。	5月13日成年、貴族院議員に列する。 10月25日臣籍降下。